

第4期地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

社会福祉法人 糸魚川市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 地域福祉活動計画とは 2
- 2 地域福祉活動計画を推進するために 2
- 3 計画の性格と位置づけ 2

第2章 基本理念と基本目標

- 1 基本理念 6
- 2 基本目標 6

第3章 具体的な推進課題と取組

- 1 支え合い・助け合い活動の推進 ～人と人との絆を深めよう～
 - (1) 一人ひとりの福祉意識の高揚と心の醸成 8
 - (2) 福祉教育の推進 9
 - (3) ボランティアの人材育成と活動の促進 10
 - (4) 人をつなぐ居場所づくり 11
 - (5) みんなで支え合える仕組みづくり 12
- 2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり ～もっと知って広めよう～
 - (1) 社協としての専門的な取組の充実と効率的な運営 13
 - (2) 社協の役割について理解を深めるための情報公開や
サービスについての情報提供 14
 - (3) 安心と癒しのある暮らしが生まれる地域づくりの推進 15
- 3 安全・安心に暮らせる地域づくり ～人・地域・組織がつながろう～
 - (1) 人にやさしい福祉のまちづくり（バリアフリー社会）の推進 ... 16
 - (2) 連携・協働・ネットワークの促進 17
- 4 各種福祉施策の推進 ～よりよい支援をすすめよう～
 - (1) 生活支援体制の充実 18
 - (2) 相談体制の強化 19

- 計画の体系 21

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の使命を明確にするとともに、糸魚川市が策定する地域福祉計画を地域住民や民間団体が主体的に推進するための活動・行動計画です。

人口減少や少子高齢社会において、私たちの生活環境は大きく変化し、また、価値観も多様化しています。今後、地域福祉に求められるものは、ますます複雑多様化していくものと思われます。本計画を計画的に推進し、「住民参加型の福祉のまちづくり」* を目指します。

第4期地域福祉活動計画は、平成29年に策定した第3期地域福祉活動計画を基本的に受け継ぎ、多様化している福祉ニーズを捉え直すとともに、自助・互助・共助・公助の連携と役割分担を明確にしながら地域福祉の向上に努めます。

2 地域福祉活動計画を推進するために

「住み慣れた地域で、安心して幸せで元気に暮らしたい」との思いは、私たちの共通の願いではないでしょうか。この願いを実現するためには、地域住民やボランティア団体、福祉関係団体、医療等専門機関、行政など、様々な人たちが協働で支えあう仕組みが必要です。

糸魚川市駅北大火やこれまでの自然災害等では、地域でのつながりや「絆」を強く感じ、そして多くの「助け合い」を見てきました。

安心して元気に暮らせる糸魚川を目標に、地域住民や民間団体等の皆様への情報提供を行い、共通認識のもと、それぞれの立場で活動できる仕組みづくりに努めます。

3 計画の性格と位置づけ

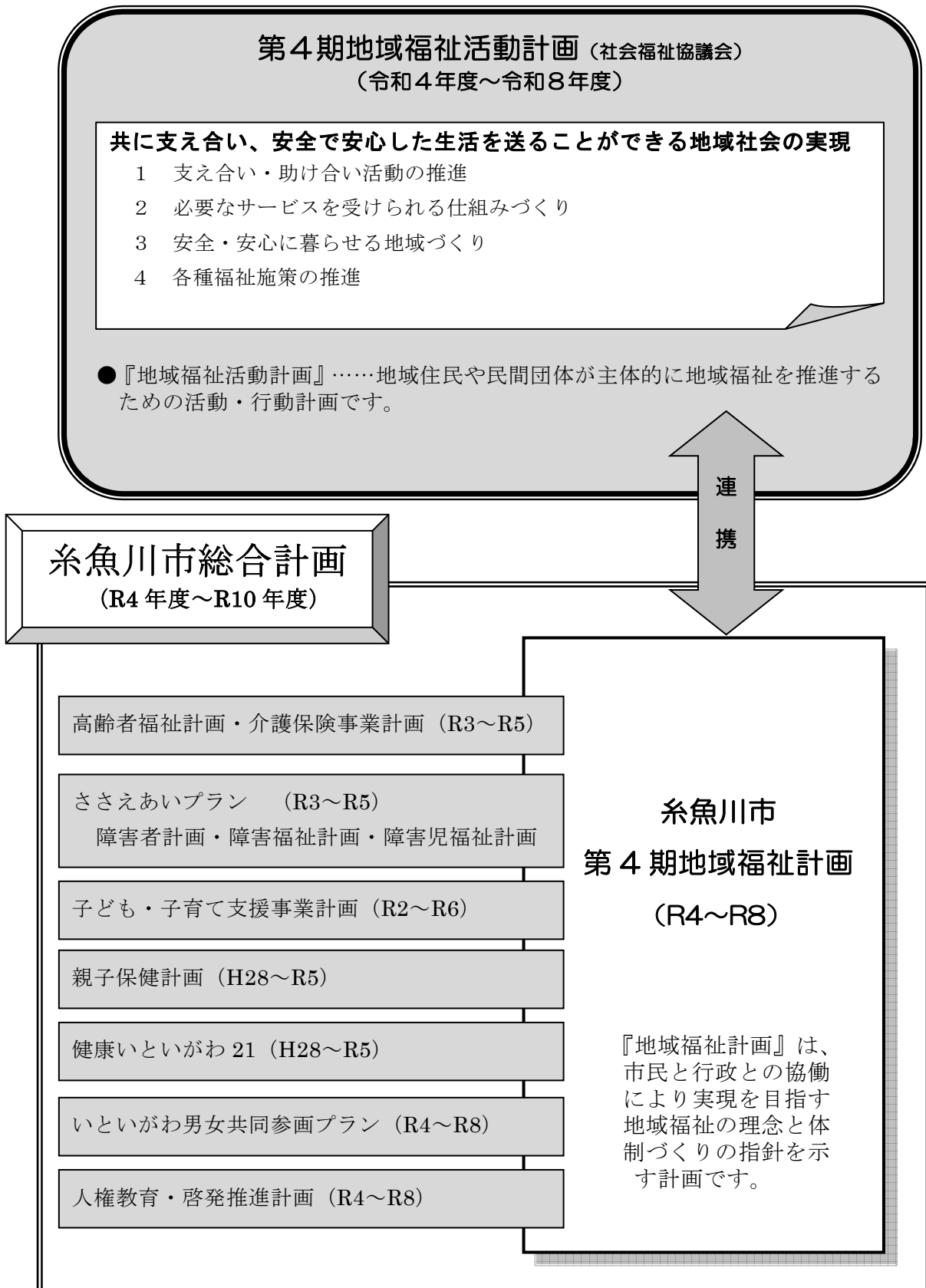
『地域福祉活動計画』は、糸魚川市が策定する『地域福祉計画』と連携を図りながら策定しています。

行政計画である『地域福祉計画』は市民と行政との協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すものであり、社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』は、地域住民や民間団体が主体的に地域福祉を推進するための活動・行動計画です。この2つの計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、お互いに補完・補強しあう関係にあります。

※住民参加型の福祉のまちづくり

住民が自ら参画し福祉を充実させることで、まち全体を活性化させること。

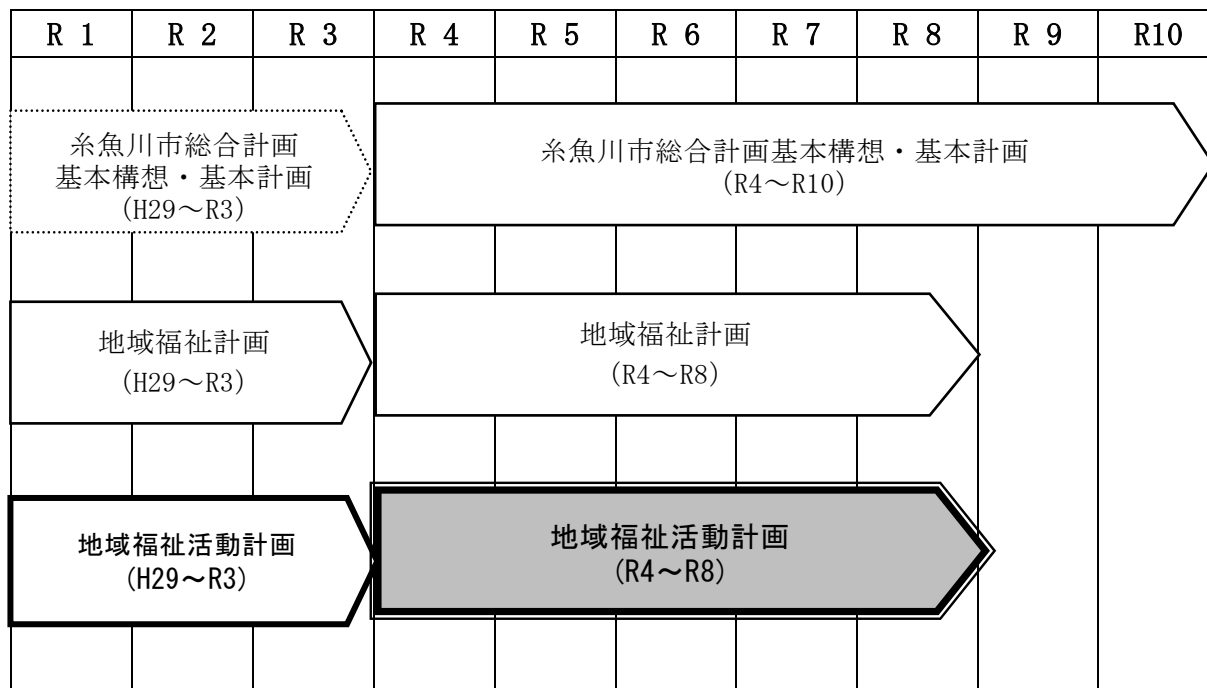
◆地域福祉活動計画と糸魚川市地域福祉計画の関係



◆計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年間とし、社会情勢の変化や地域福祉政策の動向を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行います。

また、他の計画の計画期間との関係は、次のとおりです。



第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念

この計画は、社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域住民とともに、地域福祉計画を推進するための計画であることから、地域福祉計画と基本理念を共有します。

基本理念

共に支え合い、安全で安心した生活を送ることが
できる地域社会の実現

2 基本目標

基本理念に従って、次の基本目標とキャッチフレーズを定め、計画を推進します。

- 1 支え合い・助け合い活動の推進 ……人と人との絆を深めよう
- 2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり ……もっと知って広めよう
- 3 安全・安心に暮らせる地域づくり ……人・地域・組織がつながろう
- 4 各種福祉施策の推進 ……よりよい支援をすすめよう

第3章 具体的な推進課題と取組

【キャッチフレーズ】 人と人との絆を深めよう

1 支え合い・助け合い活動の推進

(1) 一人ひとりの福祉意識の高揚と心の醸成

地域福祉の向上には、年齢や障害の有無、福祉の担い手・受け手などの立場の違いに関わらず、一人ひとりがお互いを思いやる心を持つことが大切です。地域福祉の課題を共有し、共に支え合い、助け合う活動を促進します。

【推進課題】

- 福祉に関する課題の共有と担い手の充実
- 福祉に関する情報の提供と理解の促進

〔住民等の活動目標〕

○地域の行事等に積極的に参加し、地域内での交流機会の確保を図り、住民同士のつながりを持ちましょう。

〔社協の取組〕

- 福祉に関わるきっかけや興味を持ってもらえるようにするため、福祉に関する講演会や市民のつどい福祉大会等を開催します。
- 社協だよりなどの情報提供媒体を活用し、福祉に関する活動等の情報を提供し、福祉意識の高揚と心の醸成に努めます。

- | | |
|---------------|----------------|
| ◇福祉講演会の開催 | ◇市民のつどい福祉大会の開催 |
| ◇バリアフリー映画会の実施 | ◇各種講演会の開催 |
| ◇社協だよりの発行 | ◇ホームページの活用 |

(2) 福祉教育の推進

手助けを必要としている人とともに地域でどう生きるかを問いながら、ノーマライゼーションの思想を深めていくことがとても大切です。子供の頃からの福祉の体験学習を通じて福祉の心を学び、共に生き共に育ち、「生きる力」「福祉の心」を育むことが地域の活性化につながり、福祉人材の育成にもつながると考えます。

【推進課題】

■福祉の心の醸成、福祉人材の育成

〔住民等の活動目標〕

○「福祉の心」を育むため、子供の頃からの福祉の体験学習等の機会の提供と積極的な参加に努めましょう。

〔社協の取組〕

- 子供の頃から、福祉に興味を持ってもらえるようにするため、教育現場での取組を支援します。
- 夏休み期間中を利用し、ボランティア活動の大切さを知る機会の提供に努めます。
- 多くの市民にボランティアの大切さ知ってもらう機会として、ボランティア団体の皆様と連携し、ボランティアフェスティバルを開催します。
- 将来の福祉人材の確保に向け、福祉業務を理解してもらうため、福祉職を目指す学生の実習受入れに努めます。

- ◇福祉研究普及校指定事業
- ◇児童生徒を対象としたサマーワークボランティアの開催
- ◇ボランティアフェスティバル等への開催
- ◇職場体験と職種実習の積極的な受入れ

(3) ボランティアの人材育成と活動の促進

ボランティア活動は、誰もが人間らしく豊かに暮らせる社会になるよう、身近なところでできることを自ら進んで行う活動です。ボランティア活動をはじめとする市民の様々な活動や事業は、福祉社会を創り出していくための大きな力であり、より多くの市民の参加が求められています。

あらゆる機会を通じ、ボランティアの人材育成とボランティア活動を促進します。

【推進課題】

- 郷土を愛する心と福祉の心の醸成、地域福祉活動の推進
- 市民総参加のボランティア活動の推進

〔住民等の活動目標〕

- 地域への愛着形成に向けて、多くの市民が参加しやすく、市民同士のつながりが持てる機会を提供しましょう。
- 市民は、ボランティアの大切さを知るため、積極的に参加しましょう。
- より安心したボランティア活動を行うため、ボランティア活動保険を活用しましょう。

〔社協の取組〕

- より多くの人に活動してもらえるよう、講習会等を通してボランティアの大切さの周知に努めます。
- ボランティア活動を支援するため、ボランティア活動保険の周知・活用に努めます。
- よりスムーズなボランティア活動となるよう、ボランティアセンター機能を強化します。
- ボランティア組織の強化を図るため、ボランティア団体への支援を行います。
- 災害時には、ボランティアの果たす役割が重要となっており、リーダーの育成とボランティアの派遣及び受入体制を整えます。
- 社会貢献としてのボランティア活動を企業等へ働きかけます。

- ◇ボランティア講習会等の開催、ボランティア活動保険の活用
- ◇ボランティアセンター* 機能の強化
- ◇ボランティア団体への支援
- ◇災害ボランティアリーダーの養成や受入れと派遣
- ◇ボランティアの育成と活動支援・企業への働きかけ

※ボランティアセンター

ボランティアに関心のある人や手助けを必要としている人の相談に応じ、情報提供等を行う。また、ボランティアの育成や支援を行う。

(4) 人をつなぐ居場所づくり

生活様式の変化や近年の新型コロナウイルス感染症により、人との交流の機会が少なくなっています。地域の中で、誰もが気軽に集える場づくりは、生活様式が変化した現在だからこそ、特に重要となっています。

集まりやすく、行きやすい場所に誰もが気軽に集える場を設け、人をつなぐ居場所づくりを進めます。

【推進課題】

- 気軽に集える居場所づくりの推進

〔住民等の活動目標〕

- 住民同士の交流を促進するため、人とふれあう機会を設けましょう。
また、住民は、積極的に参加しましょう。

〔社協の取組〕

- 住民同士の交流を促進するため、地域と連携して身近な場所で誰もが気軽に集える機会の創出に努めます。
- 孤独になりがちな子育て期間中、同じ境遇の母親が集いリフレッシュする機会の提供に努めます。

◇いきいきサロン* の開催	◇出前映写会の開催
◇子育てカフェの開催	

※いきいきサロン

高齢者の閉じこもり防止などを目的に同じ地域に住む高齢者が気軽に集まって、お茶会やおしゃべりをしながら、相談や情報交換などができる交流の場をいう。

(5) みんなで支え合える仕組みづくり

地域の中では、従来から町内会をはじめとする地縁組織があり、身近な地域で互いに学び、触れ合い、支え合う様々な活動を活発に行っています。しかし、その一方で各事業への参加者の減少や、役員のなり手不足などが課題となっています。

個人情報の保護に留意しつつ、希薄になりつつある地域社会の再構築を図り、誰もが地域の一員として地域福祉活動に参加できるような環境を整えます。また、地域の人による「見守り」や「声がけ」などの支え合いによる地域づくりを推進します。

【推進課題】

- 社協と諸団体との協働の推進
- 福祉の担い手の確保
- 地域福祉を支える組織等への支援

〔住民等の活動目標〕

- 地域での課題などを共有するため、支部社協や民生委員児童委員などの関係者が一堂に会し情報交換の場を設けましょう。
- 支部社協や老人クラブなど、身近な団体が行う見守り活動や配食活動等に参加しましょう。

〔社協の取組〕

- 地域内での課題を共有するため、支部社協を中心に民生委員児童委員などの関係者と市や地域包括支援センターなどが参加する情報交換の場を設けます。
- 福祉への理解を深めていただくため、福祉講座を開催します。
- 地域福祉を進める最も身近な組織である支部社協の活動を支援します。

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| ◇高齢者等支援地域連絡会 [※] | ・小地域ネットワーク事業 [※] の実施 |
| ◇福祉講座の開催 | ◇支部活動への支援 |
| ◇地域団体との連携 | ◇配食事業 |
| ◇見守り、支え合いの地域づくり | |

※高齢者等地域連絡会

高齢者等の事故防止や安否確認など、地区公民館役員や民生委員、老人クラブ等の関係機関が一堂に会し、情報交換等を行う会議をいう。

※小地域ネットワーク事業

一人暮らしの高齢者等に、常に気配り目配りをして困ったことがおきたら、すぐに対応できる地域でのネットワークシステムの形成。

【キャッチフレーズ】 もっと知って広めよう

2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

(1) 社協としての専門的な取組の充実と効率的な運営

「開かれた社協」を目指し、その特色を活かした専門的な取り組みの充実や、各種コーディネートをはじめとする事業等の効率的な運営を推進するとともに必要な情報を提供する窓口としての機能を強化します。

【推進課題】

- 福祉課題の把握
- 社協の専門性の充実
- 社協の基盤整備

〔住民等の活動目標〕

- 地域内での課題をどのように解決していくのか、協議する場を設けましょう。
- 地域のみでの解決が難しい課題については、市や社協などの公的機関と協議しましょう。

〔社協の取組〕

- 地域福祉での課題を把握するため、支部社協等と連携し、情報交換の場を設けます。
- 多様化する課題解決に向けて、職員の資質向上に努めます。
- 判断能力が不十分な人の保護・支援を行うため、市と連携しながら法人後見制度を推進します。
- 安定的な事業運営のため、社協の健全な財政運営に努めます。

- ◇ 高齢者等支援地域連絡会・小地域ネットワーク事業の実施
- ◇ 福祉専門職の充実
- ◇ 法人後見制度の推進
- ◇ 社協の財政などの基盤強化

(2) 社協の役割について理解を深めるための情報公開やサービスについての情報提供

住民の方々へ社協の役割について広く理解していただけるよう、情報公開や広報活動の推進に努めます。

住民の生活向上につながる情報を社協が発信できるシステムづくりを目指します。

【推進課題】

■ 情報公開や広報活動の推進

〔住民等の活動目標〕

○ 地域福祉向上のための有益な情報は、身の周りの人へも伝えましょう。

〔社協の取組〕

- 地域福祉の理解を促進するため、社協だよりやホームページ等の媒体を活用した情報提供に努めます。
- 多くの人の目に留まるよう、各種パンフレット等を作成し、有益な情報提供に努めます。

◇社協だよりの発行	◇ホームページの活用
◇サービス情報の公表	◇各種パンフレットの作成

(3) 安心と癒しのある暮らしが生まれる地域づくりの推進

安心した生活を支えるためには、安全な生活環境が重要です。地域の環境美化、防犯対策、災害時の迅速な対応など、地域住民による助け合い・支え合いの活動を促進します。

また、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域での見守り等の支援体制づくりに努めます。

【推進課題】

- 安全な生活環境の整備
- 地域内での支援体制づくり

〔住民等の活動目標〕

- 地域内で安心と癒しのある暮らしのためには、何が必要なのか、地域で話し合ひましょう。
- 支部社協等が実施する地域福祉に関係する事業には、積極的に参加しましょう。

〔社協の取組〕

- 災害時などの要援護者の避難について、市や地域などと連携した取り組みを推進します。
- 地域で行う安否確認や配食サービスなど、助け合い、支え合い事業を支援します。
- 地域内で話し合う場として、支部社協等と連携した情報交換の場を設けます。

- ◇災害時の支援、防犯など安全対策の推進
- ◇防災講座の開催
- ◇安否確認事業
- ◇給食サービス事業
- ◇ふれあい児童館の実施
- ◇高齢者等支援地域連絡会・小地域ネットワーク事業の実施

【キャッチフレーズ】 人・地域・組織がつながろう

3 安全・安心に暮らせる地域づくり

(1) 人にやさしい福祉のまちづくり(バリアフリー社会^{*})の推進

障害者や介護を必要とする高齢者等を家庭や地域、職場などにおいて、ともに生活し行動する仲間として捉えるノーマライゼーション^{*}理念の定着を図り、安全で快適に暮らせるまちづくりに努めます。

また、住民が意識をもって生活上の様々な障壁(バリア)や不便さを取り除いていくことを推進するなど、生活を営むうえで必要となる支援体制の整備を進めます。

さらに、地域活動支援センターの利用者の地域社会への参加を推進するとともに、利用者に対する地域住民の理解を深めます。また、利用者の地域行事への参加や自主製品の販売などを積極的に行っていきます。

【推進課題】

- 暮らしやすいまちづくりの推進

〔住民等の活動目標〕

- ノーマライゼーションの理念を理解し、実践できるようにしましょう。
- 困った人がいる時は、手を差しのべるようにしましょう。

〔社協の取組〕

- 人にやさしい福祉のまちづくりを進めるため、ノーマライゼーションの理念の定着化を推進します。
- 突発的な利用に対応するため、車椅子などの福祉機材の貸出を行います。
- 障害をお持ちの方の日中の居場所として、地域活動支援センターの運営を行います。

- ◇社会活動への障害者・高齢者等の参加促進
- ◇各種福祉機材の貸出
- ◇地域活動支援センターの運営

※バリアフリー

だれもが地域の中で、安心・快適に暮らせるように社会基盤や施設、制度上の障壁を取り除くこと。また、高齢者や障害者などが社会的・心理的に受けている偏見や差別意識を取り除くこと。

※ノーマライゼーション

「社会的な不利を負う人々が社会で特別な扱いを受けることなく、他の人々と共に社会生活を営んでいけることこそノーマル(正常)」という考え方。つまり、障害のある人をはじめ、誰もが地域の中であたりまえの暮らしができる社会をめざそうという理念。

(2) 連携・協働・ネットワークの促進

大規模災害では、多くの人が地域での日頃のつながりの重要性を話されていることから、近隣との「つながり」の大切さは明らかです。

地域の課題やニーズの早期発見に対応するため、個人だけではなく、地域との連携の推進に努めます。

【推進課題】

- 社協、地域住民、行政、その他の関係機関との相互連携強化
- ボランティア活動や福祉に関する情報の共有化

〔住民等の活動目標〕

- 災害時などにおけるより良い避難誘導體制の整備に向けて、地域内で話し合ひましょう。

〔社協の取組〕

- 市や支部社協など、非常時での連携体制がとれるよう市と連携したネットワークづくりに努めます。

- ◇ 災害時の支援体制の整備とネットワークづくり
- ◇ 福祉関係の法人・団体との情報共有化の促進
- ◇ 高齢者等支援地域連絡会・小地域ネットワーク事業の実施
- ◇ ひきこもり支援への協力

【キャッチフレーズ】 よりよい支援をすすめよう

4 各種福祉施策の推進

(1) 生活支援体制の充実

生活に不自由を抱える人の課題の解決や生活の質の向上には、単一の機関や団体の取り組みでは、限界があります

課題解決に向けて連携や協働で、ニーズへの対応策を創造することで、問題の解決を目指します。

【推進課題】

- 支援体制づくり

〔住民等の活動目標〕

○ 地域での福祉活動の重要性を理解し、できることから実践しましょう。

〔社協の取組〕

- 地域福祉の向上のため、福祉に関わる団体等への支援と連携に努めます。
- 新たな担い手確保に向けて、社会資源の活用に努めます。
- 家庭等で余っている食品を有効活用し、困っている人への支援に努めます。

◇ 支援団体への支援と連携
 ◇ 企業等の社会貢献の促進
 ◇ フードドライブの実施

※フードドライブ

各家庭等で賞味期限はあるけれども様々な理由により捨ててしまう食べ物を寄附していただく取組みをいう。

(2) 相談体制の強化

住民の生活課題には、一人では担いきれない課題もあります。一人で抱え込まず、誰もが気軽に相談できる体制の整備が求められています。

生活全般における安心の確保に努めるとともに、高齢者、障害者、認知症のある方等が福祉サービスを円滑に利用できるよう、権利擁護など生活支援を強化し、安心して生活できる相談体制を市などの関係機関と連携を取りながら推進します。

【推進課題】

- 相談体制の充実
- 安心して生活できる支援体制

〔住民等の活動目標〕

○身近でお困りの方がいれば、相談できる場所を紹介しましょう。

〔社協の取組〕

- お困りの内容に応じた相談体制の整備に努めます。
- よりよい相談体制とするため、相談員との意見交換や研修機会の提供に努めます。
- 一時的な経済困窮者を支援するため、生活福祉資金及びたすけあい資金の貸付を行います。

- ◇相談窓口の開設（心配ごと相談、専門相談等）
- ◇相談員研修の実施
- ◇日常生活自立支援事業*
- ◇生活福祉資金貸付・たすけあい資金貸付・相談窓口の情報提供

※日常生活自立支援事業

日常生活を営むのに支障のある人に対し、福祉サービスの手続き代行や日常的な金銭管理を行う。

【計画の体系】

基本理念	基本目標	推進目標	推進課題	取組内容
共に支え合い、安全で安心した生活を送ることができる地域社会の実現	1 支え合い・助け合い活動の推進 ～人と人との絆を深めよう～	(1) 一人ひとりの福祉意識の高揚と心の醸成	①福祉に関する課題の共有と担い手の充実 ②福祉に関する情報の提供と理解の促進	○地域での交流機会の確保 ○地域行事等への住民の積極的な参加 ◇福祉講演会の開催 ◇市民のつどい福祉大会の開催 ◇バリアフリー映画会の実施 ◇各種講演会の開催 ◇社協だよりの発行 ◇ホームページの活用
		(2) 福祉教育の推進	①福祉の心の醸成 ②福祉人材の育成	○福祉の体験学習等の機会の提供 ○積極的な参加 ◇福祉研究普及校指定事業 ◇児童生徒を対象としたサマーワークボランティアの開催 ◇ボランティアフェスティバル等への開催 ◇職場体験と職種実習の積極的な受入れ
		(3) ボランティアの人材育成と活動の促進	①郷土を愛する心と福祉の心の醸成 ②地域福祉活動の推進 ③市民総参加のボランティア活動の推進	○地域への愛着形成につながる機会の提供 ○ボランティア活動への積極的な参加 ○ボランティア活動保険の活用 ◇ボランティア講習会等の開催 ◇ボランティア活動保険の活用 ◇ボランティアセンター機能の強化 ◇ボランティア団体への支援 ◇災害ボランティアリーダーの養成や受入と派遣 ◇ボランティアの育成と活動支援・企業への働きかけ
		(4) 人をつなぐ居場所づくり	①気軽に集える居場所づくりの推進	○人とふれあう機会の提供 ○住民の積極的な参加 ◇いきいきサロンの開催 ◇出前映写会の開催 ◇子育てカフェの開催
		(5) みんなで支え合える仕組みづくり	①社協と諸団体との協働の推進 ②福祉の担い手の確保 ③地域福祉を支える組織等への支援	○関係者が一堂に会しての情報交換の場の設置 ○地域での福祉活動への積極的な参加 ◇高齢者等支援地域連絡会・小地域ネットワーク事業の実施 ◇福祉講座の開催 ◇支部活動への支援 ◇地域団体との連携 ◇配食事業 ◇見守り、支え合いの地域づくり

【計画の体系】

基本理念	基本目標	推進目標	推進課題	取組内容
共に支え合い、安全で安心した生活を送ることができる地域社会の実現	2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり ～もっと知って広めよう～	(1) 社協としての専門的な取組の充実と効率的な運営	①福祉課題の把握 ②社協の専門性の充実 ③社協の基盤整備	○地域内での課題把握のための協議の場の設置 ○市や社協等の公的機関と協議の実施 ◇高齢者等支援地域連絡会・小地域ネットワーク事業の実施 ◇福祉専門職の充実 ◇法人後見制度の推進 ◇社協の財政などの基盤強化
		(2) 社協の役割について理解を深めるための情報公開やサービスについての情報提供	①情報公開や広報活動の推進	○有益な情報は周りの人に伝えましょう ◇社協だよりの発行 ◇ホームページの活用 ◇サービス情報の公表 ◇各種パンフレットの作成
		(3) 安心と癒しのある暮らしが生まれる地域づくりの推進	①安全な生活環境の整備 ②地域内での支援体制づくり	○地域内での協議の場の設置 ○支部社協事業へ積極的な参加 ◇災害時の支援、防犯など安全対策の推進 ◇防災講座の開催 ◇安否確認事業 ◇給食サービス事業 ◇ふれあい児童館の実施 ◇高齢者等支援地域連絡会・小地域ネットワーク事業の実施
	3 安全・安心に暮らせる地域づくり ～人・地域・組織がつながろう～	(1) 人にやさしい福祉のまちづくり（バリアフリー社会）の推進	①暮らしやすいまちづくりの推進	○ノーマライゼーション理念の理解と実践 ○困っている人への支援 ◇社会活動への障害者・高齢者等の参加促進 ◇各種福祉機材の貸出 ◇地域活動支援センターの運営
		(2) 連携・協働・ネットワークの促進	①社協、地域住民、行政、その他の関係機関との相互連携強化 ②ボランティア活動や福祉に関する情報の共有化	○避難誘導体制整備に向けた協議の場の設置 ◇災害時の支援体制の整備とネットワークづくり ◇福祉関係の法人・団体との情報共有化の促進 ◇高齢者等支援地域連絡会・小地域ネットワーク事業の実施 ◇ひきこもり支援への協力
	4 各種福祉施策の推進 ～よりよい支援をすすめよう～	(1) 生活支援体制の充実	①支援体制づくり	○地域福祉の重要性の理解と実践 ◇支援団体への支援と連携 ◇企業等の社会貢献の促進 ◇フードドライブの実施
		(2) 相談体制の強化	①相談体制の充実 ②安心して生活できる支援体制	○必要な人への相談窓口の紹介 ◇相談窓口の開設（心配ごと相談、専門相談等） ◇相談員研修の実施 ◇日常生活自立支援事業 ◇生活福祉資金貸付・たすけあい資金貸付・相談窓口の情報提供

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 糸魚川市社会福祉協議会

〒941-0058 糸魚川市寺町4丁目3番1号
ビーチホールまがたま内

TEL 025-552-7700 FAX 025-553-1657

URL <https://www.i-shakyo.jp>

メール i-shakyo@lapis.plala.or.jp